

覚 書

和歌山県歯科衛生士会（以下「甲」という）と和歌山県警察歯科医会（以下「乙」という）とは、相互の連携を密にし、その協力態勢を確保することにより、和歌山県警察歯科医会が行なう歯科学的検査等の業務の円滑な推進を図るため、覚書を締結する。

（協力要請の内容）

第1条 乙は、事件、災害における身元不明死体の身元確認業務を行なうに当り、甲に対し、次に掲げる協力要請を行なうことができるものとし、甲は可能な限り、これに協力するものとする。

- （1） 歯科的検査の協力
- （2） 検屍協力のための歯科衛生士の検屍場所への出張
- （3） 大規模事件又は事故発生時の歯科的検査に必要な全面協力

（連絡担当者）

第2条 甲及び乙は、甲と乙との連絡を密にし、乙の甲に対する協力要請等を円滑に進めるため、甲にあっては を、乙にあっては がそれぞれ連絡担当者に指定する。

（費用）

第3条 本覚書にかかる協力要請業務に伴う費用については原則として、無償とする。

(法歯学の研修等)

第4条 甲及び乙は、相互に法歯学に関連する検査、歯科衛生業務に関する情報交換及び知識の向上と啓発に協力しあうものとする。

(効力)

第5条 本覚書の効力は、締結の日から3か年とする。なお、期間満了の際、甲乙双方に異議のないときは自動的に継続するものとする。

(補則)

第6条 甲及び乙は、本覚書の内容を変更する時は、協議の上行なうものとする。

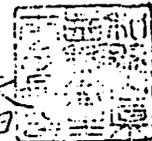
付則

本覚書は、平成6年9月 9 日から適用する。

平成6年9月 9 日

甲 和歌山県歯科衛生士会会長

吉田俊香



乙 和歌山県警察歯科医会会長

辻本信輝

